

公 示

指定自動車整備事業規則第4条第1号に規定する自動車検査員の教習(令和6年度)を下記のとおり実施することとしたので公示する。

記

1. 教習受講資格

教習の受講申込者は、道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第7号に規定する整備主任者(同号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者に限り、二級自動車シャシ整備士の技能検定のみに合格した者を除く。)として教習開始日の前日において1年(一級小型自動車整備士の技能検定に合格した者は6月)以上の実務の経験を有する者であること。

なお、教習受講申込者は、受講申込日の前日において、直近の整備主任者研修(法令研修)を受講していること。

2. 教習受講申込の受付期間及び場所

- | | | | |
|----------|---------------|---------------|----------|
| (1) 受付期間 | 第1回 | 令和6年 7月 1日(月) | 9時00分から |
| | | 令和6年 7月 5日(金) | 17時00分まで |
| 第2回 | 令和6年12月 2日(月) | 9時00分から | |
| | 令和6年12月 6日(金) | 17時00分まで | |

- (2) 受付場所 管内各運輸支局 検査整備保安部門

3. 教習及び教習修了試問の日時及び実施場所

- | | | | |
|----------|---------------|-------------------------------|-------------------------------|
| (1) 教習日時 | 第1回 | 令和6年 9月 2日(月) | 9時00分から |
| | | 令和6年 9月12日(木) | 17時00分までの間で
管内各運輸支局長が定める日時 |
| 第2回 | 令和7年 2月 3日(月) | 9時00分から | |
| | 令和7年 2月13日(木) | 17時00分までの間で
管内各運輸支局長が定める日時 | |

(2) 教習修了試問日時

- | | | |
|-----|---------------|----------|
| 第1回 | 令和6年 9月13日(金) | 13時30分から |
| | | 15時30分まで |
| 第2回 | 令和7年 2月14日(金) | 13時30分から |
| | | 15時30分まで |

- (3) 実施場所 管内各運輸支局長が定める場所

4. 教習科目及び教習時間

- | | |
|-------------|------|
| (1) 基礎法令 | 2時間 |
| (2) 整備関係法令等 | 4時間 |
| (3) 検査関係法令等 | 18時間 |



5. 教習資料

- (1) 自動車検査員必携（四国自動車整備振興会連合会 編集）
- (2) 検査員&整備主任者の保安基準と審査事務規程〔原文〕
（株式会社公論出版 発行）
- (3) 自動車検査ハンドブック（株式会社公論出版 発行）
- (4) 自動車検査用機械器具の構造と取扱
（一般社団法人日本自動車機械工具協会 編集発行）

令和6年5月31日

四国運輸局長 河野 順

